



私の苦心

正しい答えがたくさんある。

エスペランサ税理士法人代表社員・理事長（福岡市） 藤本 周二



ます。

一方、上場企業などに当然適用される企業会計においては、その

私は税務・会計業界に身を置いてもうすぐ25年になります。当初は監査法人に在職して会計監査業務に6年間従事しました。その後は独立開業して税理士業務も開始し、併せてコンサルタント業務も行っていました。そこで常に課題となるのは、一つの会社においていろいろな観点から多くの答えが出てくるということです。

例えば、税金計算としての税務会計では、利益は国への納税を目的として算定するものです。その観点から、退職引当金は税金計算上の費用（損金）にならないとされています。退職引当金は、会社に退職金を支給するという規定があれば既に発生分は債務とされるものですが、退職引当金を計上して当期発生分を費用としても、損金には計上されないこととなっています。また、固定資産の減価償却費は費用に計上することができる（必須ではない）という考え方が正当化されます。従いまして、後述する企業会計での利益よりも、一般的には高い利益が算定される傾向にあり

利益算定の重要な目的は投資家の投資判断に資する有用な情報提供という点です。例えば退職引当金は債務として発生しているものなので、当然に負債として計上されます。従って、今期の引当分は費用計上になります。将来退職金は必ず発生するものですから、その引当額も把握して投資判断をするのは当然ということになります。時の経過とともに劣化していく固定資産は必ず減価償却しなければならぬことにもなります。

このように、同一の会社でも税務会計を適用した決算書と企業会計を適用した決算書では利益が異なる可能性があります。上場希望の会社からコンサル業務を依頼された場合に、上場企業をベースとした企業会計に決算書を引き直すと、利益が大きく異なって経営者から驚かれることが多々あります。上場準備を当面諦めるといった意思決定をさせる結果にもなっています。

最近ではさらに、答えが変わるケースが出てきています。上場企業では国際会計基準

（IFRS）を導入する企業も増えてきています。

例えば企業の合併・買収（M&A）などでいわゆる超過収益力である「のれん」を計上したとします。M&Aが大型化するのに従い「のれん」の価値も大きくなってきているのが現状かと思えます。この「のれん」の償却について、税務会計では一定期間で償却することが可能です。日本基準の企業会計でも2年以内の期間で均等に償却します。つまり、一定期間での償却という考え方が基本思考にあります。

ところが、IFRSを適用する企業では考え方が異なります。この「のれん」の価値は、実は会社が継続している限り「のれん」も継続しているのではとも考えられます。こう考えますと、「のれん」の公正価値を算定して、その価値が減損に当たる兆候がある場合にのみ償却するという考え方が成り立ちます。このように、IFRSを適用するとまた異なる答えが出てくる可能性があります。

正しい答えがたくさんある。このことをお客さまに常に理解していただきながら、専門家としての業務を毎日行っております。

